

2月16日(月)から3月16日(月)まで

税の確定申告

申告はお早めに

所得税と町県民税の申告時期が近づいてきました。税務課では、役場申告会場や各地区の公民館、集会所で申告相談を行います。次のことに注意して、正しく早めに申告をお願いします。

なお、譲渡所得など税務課では受け付けできない申告もありますのでご注意ください。

申告が必要な方

所得税

平成20年1月から12月までの所得について申告していただきます。期限内に申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、加算税や延滞税を納めなければなりません。正しく早めに申告してください。

1か所からの給与所得のみの方

で、年末調整をされた方は、申告する必要はありません。

- 1か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得合計額が20万円を超える方
- 給与の支払いを2か所以上から受けている方

○ 事業をしている方、不動産収入のある方などで、平成20年中の所得合計額が、基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方 など

還付を受けられる場合

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の要件に該当する場合、源泉徴収された所得税が還付されます。

- 住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる場合
- 年末調整を受けなかった場合
- 医療費控除を受ける場合など

※ 還付を受けるために確定申告をする場合は、給与所得や退職所得以外の所得合計額が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

町県民税

今年1月1日現在、町内に住所を有し、昨年中に次の項目に該当する方は、必ず申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をした方は必要ありません。

- 年金を受給している方
- 営業・農業など事業を営んでいる方
- 日雇・大工・パート収入のあった方
- 地代や家賃、配当などの収入があった方
- 給与所得者で、主たる給与以外の所得が20万円以下の方 など

申告会場（役場庁舎）

